

佐賀東部水道企業団指定給水装置工事事業者

新規申請(更新含む)のご案内

【提出書類】

申請時等に提出いただくもの		法人	個人	備考
「指定給水装置工事事業者指定申請書」(様式第1)		○	○	記載例を参照のこと(位置図及び写真添付) ※複数事業所等は事前に要相談
「誓約書」(様式第2)		○	○	
「機械器具調書」		○	○	記載例を参照のこと(写真添付)
「給水装置工事事業者選任・解任届」(様式第3)		○	○	記載例を参照、新規は日付空欄とし、それ以外は事実の生じた日から2週間以内の日付。更新時に選任中の主任技術者について選任届を提出する必要はありません。
「指定給水装置工事事業者の確認事項調査票」		○	○	
※指定証受領証		○	○	※指定証受理時に受領証をお渡しします。郵送で受け取られた場合は押印の上、企業団まで送付してください。
添付書類	「登記簿謄本」又は「記載事項証明書」	○	-	発行日から3か月以内のもの(写し可)
	定款の写し	○	-	余白に原本証明と代表者名・代表者印(直接記載・押印)
	住民票	-	○	発行日から3か月以内のもの(写し可)
	「給水装置主任技術者」の免状又は技術者証の写し	○	○	選任者全員分提出のこと、更新時も必要
	他水道事業体の指定証写し	△	△	他水道事業体で指定を受けている場合に提出。 ※更新時は添付不要
	賃貸借契約書又は、公共料金等の支払証の写し	△	△	事業所の所在地が登記事項証明書や住民票に記載の無い場合に添付してください。

- 必ず日中に連絡のとれる電話番号(携帯番号等)を記載してください。HPに掲載を希望されない場合は公表しません。
- 給水装置工事施工基準がHPからダウンロードできない場合は、空のCD-Rディスクを指定証受理時に持参すること。
- 更新の場合は、**指定給水装置工事事業者の確認事項調査票**を提出してください。

指定給水装置工事事業者確認事項調査票の提出書類と備考(原則として更新時)	
指定給水装置工事事業者講習会の受講状況及び業務内容等の確認	新たに受講した場合等、随時提出可
給水装置工事主任技術者等の研修受講実績等の確認	
適切に作業を行うことができる技能を有する者の確認	

○指定給水装置工事事業者提出書類チェックシートで提出書類がそろっているか確認してください。

郵送の場合はチェックシートも同封の上、ご提出ください。

【受付方法】

- ①対面での受付…申請書類を持参される方は、書類一式を持って下記の受付場所までお越しください。
申請書類を確認のうえ、指定手数料の納付書を発行します。
 - ②郵送での受付…申請書類と一緒に返信用封筒2通(納付書郵送用:長形3号・110円切手貼付、指定証郵送用:角形2号・140円切手貼付)をお送りください。申請書類確認後、返信用封筒にて指定手数料の納付書を送付します。
指定証を取りこくる場合は指定証郵送用は不要です。
- ※手数料の納付を確認してから手続きをします。急ぎの場合は、領収書のコピーを郵送またはFAXでお送りください。

【手数料】

- ・ 新規指定申請手数料 10,000円
- ・ 更新指定申請手数料 10,000円

【指定日について】

新規指定は、申請書類一式と添付書類に不備がなければ、手数料納入後、概ね2週間程度で指定します。

【指定の有効期間】

新規指定の有効期間は、指定日から5年間となります。(以後、5年毎に申請が必要です。)

更新申請は有効期間末属する年度の7月1日末までの期間です。

それ以降であっても有効期間内であれば更新申請は受け付けますが、有効期間を過ぎた場合は、新規の指定申請となります。

【申請場所】

佐賀東部水道企業団 財政課契約管理係(二階) 電話0952-30-6151 FAX0952-30-6154
〒849-0914 佐賀市兵庫町大字西淵1960-4

佐賀東部水道企業団指定給水装置工事事業者

各種届出のご案内

◎ 指定事項の変更や主任技術者等に変更があった場合は、当該変更のあった日から30日以内に、再開の場合は10日以内に次のとおり書類を提出してください。(郵送可)

【届出書類】

		変更届 (様式第10)	誓約書 (様式第2)	定款の写し※1	登記簿謄本又は 記載事項※2	住民票※2	廃止・休止・再開届 (様式第11)	指定証(原本)※3	位置図外観内観写真	公共料金等支払証の写し 賃借借契約書又は
氏名 または 名称	法人	○	○	○	○			○		
	個人	○				○		○		
住所	法人	○		○	○			○	○	
	個人	○				○		○	○	
代表者	法人	○	○	○	○			○		
役員	法人	○	○		○					
事業所の名称 または 所在地	法人	○							○	○
	個人	○							○	○
事業所の追加		○							○	○
廃止・休止							○	○		
再開							○			

※1 定款の写しは原本証明した直近のものを添付してください

※2 発行日から3ヶ月以内のものを添付してください。

※3 指定証が変わる場合、郵送受け取りを希望の場合は、140円切手を貼った角形2号の封筒を添付してください。

【給水装置工事主任技術者選任・解任】

給水装置工事主任技術者選任・解任したときは、事実が生じた日から2週間以内に、「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」(様式第3)を提出してください。

なお選任をする場合は、当該給水装置工事主任技術者の免状の写しを添付してください。

【指定証の返納】

有効期間内に、廃止・休止する場合は指定証を返納すること。ただし、改正前事業者が最初に更新する場合を除き、更新申請の場合は返納していただく必要はありません。(指定証に有効期間が明記されているため)

【変更後の指定証】

指定証の記載事項に変更があった場合は、変更後の指定証を発行しますので、従前の指定証も添付してください。ただし、指定証に代表者名や住所(市町村名以降)の記載がない場合は添付不要です。

【手数料等】

変更届及び指定証発行については、手数料を徴収しておりません。

住所表示(番地等)と代表者名については、選択制により指定証に記載しないことができますが、その場合でも変更届は必要ですが、記載事項に変更なければ、指定証提出が不要であり、新しい指定証を取りに来る手間も省けます。

【更新時の変更】

更新に併せて変更届を提出するのではなく、事実の生じた日から一定の期間内に提出してください。更新申請後に変更が生じた場合は、随時変更届を受け付けます。

【氏名又は名称の変更とは】

個人の「氏名」の変更とは、「個人事業者本人の氏名変更」です。相続や事業譲渡は「変更」には該当しません。

個人・法人を問わず事業者の継承（個人から個人への相続、個人から法人への組織化、法人から法人への営業譲渡、合併に伴う新会社の設立）は一切できません。

その場合は、「廃止」→「新規」の手続きを行ってください。

有限会社から株式会社等への組織変更、法人名の単なる変更は、「変更」手続きを行ってください。

なお、「変更」については、水道事業体によって異なる取扱いとなる場合があるので、ご了解ください。

組織変更及び個人の代表者変更(相続)の場合

	内容	具体例	届出方法				
個人	法人化	個人→法人(法人→個人の場合も同様の取り扱い)	廃止届・指定申請				
	相続	相続人が事業を継続したいとき	廃止届・指定申請				
法人	組織変更	<table border="0"> <tr> <td>合同会社</td> <td rowspan="3">} 株式会社</td> </tr> <tr> <td>合名会社</td> </tr> <tr> <td>合資会社</td> </tr> </table>	合同会社	} 株式会社	合名会社	合資会社	廃止届・指定申請
		合同会社	} 株式会社				
		合名会社					
	合資会社						
	有限会社→株式会社(同一法人とみなし、名称変更)	指定事項変更届					
	合同会社・合名会社・合資会社間の変更	指定事項変更届					
合併	指定工事店Aと 指定工事店Bが合併	AがBを吸収合併	Aは指定事項変更届、 Bは廃止届				
		新会社C設立(新設合併)	A、Bともに廃止届、 Cは指定申請				
	会社Aと 指定工事店Bが合併	Aが指定工事店Bを吸収合併	Aは指定申請、Bは廃止届				
		新会社C設立(新設合併)	Bは廃止届、Cは指定申請				

【申請場所】

佐賀東部水道企業団 財政課契約管理係(二階) 電話0952-30-6151 FAX0952-30-6154
〒849-0914 佐賀市兵庫町大字西淵1960-4